3　一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、関係する主要なサービス提供者のネットワークにおける技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供し、及び関係する主要なサービス提供者が次の条件を満たす相互接続を提供することを確保する。

(a)　同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件（技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）及び料金よりも不利でなく、かつ、差別的でない条件及び料金に基づいて、並びに自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって、提供すること。

(b)　透明性のある、経済的実行可能性に照らして合理的な及び他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）により適時に提供すること。

(c)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供すること。

4　一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次のいずれかの方法を通じて、当該提供者の設備及び機器を主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

(a)　接続約款又は相互接続に関する標準的な他の約款（当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供する料金及び条件を含むもの）

(b)　相互接続に関する契約であって効力を有するものに定める条件

5　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続が公に利用可能なものとされることを確保する。

6　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

7　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者からネットワークの設備の利用又は相互接続に関する取決めの交渉の過程において及びネットワークの設備の利用又は相互接続の結果として情報を取得するものが、提供された目的のためにのみ当該情報を利用し、及び送信され、又は保管された情報の秘密性を常に尊重することを確保する。

8　一方の締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、透明性のある、合理的な、差別的でない（適時であるかどうかに関するものを含む。）及び同様の状況において自己の同種のサービスに与える条件よりも不利でない条件（料金、技術上の基準、仕様、品質及び保守に関するものを含む。）でネットワークの設備（特に、ネットワーク構成要素及び関連設備を含めることができる。）の利用を可能とすることを確保する。(注)

注　この8のいかなる規定も、拒否する合理的な理由（特に技術的実行可能性に関するもの）がある場合には、締約国の領域内の主要なサービス提供者がコロケーションを拒否することを当該締約国が認めることを妨げるものと解してはならない。

第八・四十九条　規制当局

1　各締約国は、自国の規制当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器のいずれの提供者とも法的に別個であり、及び当該いずれの提供者からも機能的に独立している（注）ことを確保する。

注　締約国の規制当局以外の当局が電気通信サービス、電気通信網又は電気通信網用の機器の提供者の株式その他の持分を所有するという事実のみをもって、当該締約国の規制当局が機能的に独立していないとみなしてはならない。

2　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者を所有し、又は支配する締約国は、その所有又は支配に関連する活動から電気通信を規制する機能を効果的に構造上分離することを確保する。

3　各締約国は、自国の規制当局に対し、電気通信分野を規制し、及び当該規制当局に与えられる任務（この款の規定に基づく義務に関する措置の実施を含む。）を遂行するための権限を与える。当該規制当局が遂行する任務については、容易に利用可能かつ明確な形式で公に入手可能なものとする。

4　各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

5　各締約国は、自国の規制当局が、透明性のある態様で任務を遂行すること及び実行可能な範囲内で不当に遅滞することなく任務を遂行することを確保する。

6　各締約国は、自国の規制当局に対し、この款の規定に従ってその任務を遂行するために必要な全ての情報（財務上の情報を含む。）を電気通信網及び電気通信サービスの提供者に要求する権限を与える。当該規制当局は、その任務を遂行するために必要な範囲を超える情報を要求してはならないものとし、また、当該提供者から得た情報を当該締約国の業務上の秘密に関する法令に従って取り扱う。

第八・五十条　ユニバーサル・サービス

1　各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ自体では、反競争的であるとはみなされない。ただし、当該義務が、透明性のある、客観的な、差別的でない及び競争中立的な態様で運用され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

2　電気通信サービスの全ての提供者は、ユニバーサル・サービスを提供する資格を有すべきである。ユニバーサル・サービスの提供者は、透明性のある、差別的でない及び不当な負担とならない仕組みを通じて指定されるものとする。

3　締約国の規制当局は、ユニバーサル・サービスを提供するよう指定された提供者に生ずる市場の利益がある場合には当該利益を考慮して当該提供者の純費用を補塡し、又はユニバーサル・サービスに関する義務の純費用を分担するための仕組みが必要かどうかについて決定することができる。

第八・五十一条　電気通信網及び電気通信サービスの提供の承認

1　各締約国は、可能な範囲内で、自国の規制当局による事前の明示的な決定を必要としない簡易な届出又は登録により、電気通信網又は電気通信サービスの提供を承認する。その承認により生ずる権利及び義務については、容易に利用可能な形式で公に入手可能なものとする。

2　締約国は、必要な場合には、特に次のことを目的として、無線周波数及び番号を利用する権利のための免許を要求することができる。

(a)　有害な干渉を回避すること。

(b)　サービスの技術的な品質を確保すること。

(c)　スペクトルの効率的な利用を確保すること。

3　締約国は、免許を要求する場合には、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　全ての免許基準及び免許に係る決定を行うために通常必要とされる合理的な期間

(b)　個別の免許の条件

4　各締約国は、免許に係る決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に対して申請の結果を通知する。各締約国は、免許の申請を拒否し、又は免許を取り消す決定を行った場合において、申請者の要請があったときは、原則として書面により、拒否又は取消しの理由を当該申請者に通知する。この場合において、当該申請者は、第八・五十四条に規定する申立機関を利用することができるものとする。

5　各締約国は、電気通信網又は電気通信サービスの提供者に課される行政上の手数料が客観的であり、透明性があり、及び自国の規制当局の行政上の費用に応じたものであることを確保する。当該行政上の手数料には、希少な資源を利用する権利のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。